



CTN 2024年度（令和6年度）定期総会

日 時 2024年5月26日(日)午後3時00分～

開催方法 なんなんひろば3階会議室+Zoom ハイブリッド

<https://shinshu-u-ac-jp.zoom.us/j/94517997510?pwd=MUtQd0hlcjkwZUJubW5iVHdhSmpiUT09>

ミーティング ID: 945 1799 7510

パスコード: 100299

開会挨拶

定足数確認

議長、書記、議事録署名人 選任

議案1 2023年度事業報告（案）

議案2 2023年度決算報告（案）、監査報告（案）

議案3 2024年度事業計画（案）

議案4 2024年度予算（案）

議案5 2024年度役員変更（案）

議案6 CTN 経理規定の制定（案）

議題7 休眠預金「地域社会の変革を生み出すビジネス創生事業」に採択、参画（案）

議題8 その他

令和5年度 事業報告書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(法人の名称：特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク)

1 事業の成果

1) 松本市子ども日本語教育センターの運営（松本市から委託）

松本市教育委員会の「日本語を母語としない児童生徒支援事業」を今年度も受託し、市教委と協働しながら各学校との連携を図り、市内小中学校における日本語教育支援の充実を図った。コロナ禍により減少した支援人数は例年並みに戻り、日本語ゼロスタートから日本生育まで様々な様相の児童生徒を指導した。来日時の適応や緊急時対応のバイリンガル支援も有効であった。今年度も、進学を希望した中3生（支援中、もしくは過去に支援実績有）は全員、高校進学を果たすことができた。保護者対応の一つとして高校進学説明会、就学前説明会を対面開催し、情報を直に伝えることができた。また説明会の会場を「多文化共生プラザ」がある市の施設にしたことで、保護者をプラザにつなげることができた。県教育事務所主催研修会で講師を務めたり、センター便りの発行等を通して、本活動の啓発にも努めた。

2) 松本市多文化共生プラザの運営（松本市から委託）

多文化共生意識の向上にむけ、M ウイングでの料理教室、地区公民館との共催での料理教室、多言語での絵本の読み聞かせ、語学講座等 15 回イベントを開催し、延べ 193 名の参加があった。Facebook、Instagram、新聞や広報誌での情報発信を実施。Facebook においては、延べ 87,493 のリーチがあった。

相談事業においては、新規の相談・問合せは 578 件あり、年間で 38 人に対し、継続的な寄り添い型支援を提供した。アウトリーチとして、市内公営住宅へのチラシの掲載、なんなんひろばにおける出張相談会を 12 回開催、学校指導課主催の説明会で相談事業情報の発信などを実施した。さらに、松本市居住支援関係者連絡会等に参加し、他機関との連携強化に努めた。

3) 松本市地域日本語教育推進事業の運営（松本市から委託）

10月～12月にかけて全20回（中級10回、上級10回）、オンラインによる授業を行った。日本語教育人材（コーディネーター1名、教師2名、交流員9名）が連携して運営する教室で、長野県から松本市に2分の1補助が出ている。松本市が進める「多文化共生キーパーソン」を掘り起こし、育成する目的で実施して2年目。中級13名、上級16名が受講（定員各15名）、新たなキーパーソンの掘り起こしは6名。

4) 松本みんなのほんご教室の運営

(1) 外国由来の住民むけ、就学及び就労のためのほんご支援事業

初級 みんなの日本語Ⅰ 2クラス

みんなの日本語Ⅱ 1クラス

学ぼう！にほんご 初中級 1クラス 計4クラス

青少年学習者…サバイバル期日本語学習者 3名

入国間もない中学転入準備のためのにほんご初期学習者 1名

日本語学校と当教室併用の日本語学習者 1名

就労希望学習者…近隣市町村などの企業へ就労中 7名

日本語能力試験合格者 1名

学習者の日本語習得が進み、就労の充実につながった。長期休暇を利用して来日し、その間トライアルの日本語を学習した者や、職場での日本語のスキルアップの重要性を感じ再入室する者が多かった。スピーチコンテストに参加したことにより、自身の日本語力を見つめ直し、学習意欲を高められた者もいる。途中退室の学習者は少なく、年間を通してほぼ出席した学習者が多かった。

(2) 支援員のスキルアップ

「学ぼう！にほんご」の指導方法を、それぞれ案を持ち寄り学びあった。また、支援員確保に向けての講座を開催した。(3名参加)

(3) 他部署との連携

中学への入学にあたり多文化共生プラザ、子ども教育センターとの情報共有、その他学習者が抱える問題に気付いた時には必要に応じて、プラザ・各関係部署を紹介した。

5) ヤングにほんご教室の運営

外国由来の子どもたちに火曜日の18時から20時まで、進学・就職に繋がる日本語学習、教科学習の支援を行った。全42回、小中学生・高校生・学齢期過ぎの若者約10名の参加があり、3名が高校進学し、1名が就職した。支援員は社会人、大学生、高校生の12名で、子どもたち、若者たちに寄り添う姿勢を大切にし、安心して過ごせる教室となった。来室する子どもたちの状況は多様化しており、子ども日本語教育センターや多文化共生プラザとの連携が有効だった。

6) 庄内の日本語ボランティア教室「中信にほんごひろば」の運営・終了

庄内教室は、11月末の時点で28回の開催、延べ学習者88人、支援者118人が参加した。松本国際高校生など支援者は足りていたが、学習者が来ないことから前年度の並柳教室閉室に続き、本教室も閉室することとした。中信にほんごひろばは、CTNの最初の日本語教室として平成22年に発足し、14年間、570回の開催、延べ学習者7,990人、支援者6,308人を以て終了した。

これまでに頂いた多くの方々のご支援に心から感謝いたします。

7) 松本市多文化共生推進協議会への参画

10月6日と、2024年2月5日の2回、本協議会が開催され、1回目は①第3次松本市多文化共生推進プランへの市の各課の取組状況 ②地域日本語教育推進事業 ③キーパーソン事業について検討した。2回めは①推進プランへの取組状況 ②全国の多文化状況報告 ③地域日本語 ④来年度の市での多文化共生実態調査実施について報告と集中討議が実施された。本協議会には、3人のCTN会員が会長他委員として参画しており、市の多文化共生施策推進に貢献している。

8) 多文化人財センターの運営

・松本市公式観光情報「新まつもと物語」の多言語ブログ(8言語)ブロガーの取りまとめを行

った。

- ・中国系の外国由来住民の活躍の場として「你好スペース」の広報・支援を行った。
- ・その他、外国由来住民の活躍の場として講演会・多文化交流イベントアシスタントとして、参加される方への支援を行った。
- ・多文化人財の方々に「松本市多文化共生キーパーソン」を紹介し、登録者数増加に寄与した。

9) 長野県松本県ヶ丘高校と連携協定を締結

2021年から高校生への講演等に関わりを持ってきた同校と、今後長く続く強力な連携のために9月に連携協定を締結した。同高校が団体会員に入室し、CTN関係者が全1年生と一部の2年生を対象に多文化共生の指導を行う、探究活動推進のための援助を行う等が取り決められた。

1 0) CTN主催の「にほんごスピーチコンテスト」の開催について

今年度は2回目の開催ということで、児童1名、一般7名の参加だった。一般の参加者には最優秀賞、優秀賞、審査員特別賞を授与した。スピーチもレベルの高い内容であり、聴衆も昨年度以上の方が来場してくれた。今年度もスピーチコンテストを紹介する冊子を制作した。また、信濃毎日新聞、市民タイムスに報告記事を掲載していただいた。

1 1) 広報活動の活発化

- (1) CTNニュースレターvol.5 (4月) および vol.6 (10月) の発行
- (2) Facebook やInstagramなどのSNS での頻繁な情報記事のアップロード (松本市多文化共生プラザにも記載あり)
- (3) 11/18, 19「市民活動フェスタ」へCTN紹介展示及び体験コーナー「外国語であいさつしよう」(17人協力) で来場者との交流を深めた
- (4) 公園緑地課主催「松本駅前ロータリー花壇の植栽」への参加
6月：8人、11月：13人参加。両日とも「みんなのにほんご教室」の学習者・支援者、その他CTN 会員、SNS にて一般からも募集を行い、植栽ボランティア活動を行った。
- (5) 9/30「芳川まるっと青空市」への参加。体験コーナー「外国語であいさつしよう」(10人協力) で来場者との交流を深めた
- (6) 「シンポジウム」「スピーチコンテスト」等イベントのマスメディアへのプレスリリース

1 2) 長野県の多文化共生進展のためのシンポジウムの実施

CTNとJCIE(日本国際交流センター)、JICAの共催で、2024年3月19日に「しんしゅう多文化共生新時代の構築」というシンポジウムを開催した。ハイブリッド方式(信毎メディアガーデンでの対面+Zoomオンライン)である。年度末の夕方開催という条件の悪さにも関わらず、対面124・オンライン111の計235名もの参加者を得て、大成功に終わった。8人の優れた講演者、熱量共にハイレベルの講演、「多文化共生の意識」をテーマにした活発なディスカッション等が行われ、参加者の40%が「とても満足」、45%が「満足」と回答した。

1 3) 多文化共生と国際交流の祭り「第13回 こいこい松本」実施

6月25日に松本市Mウイング6Fでこの祭りが開催された。コロナの影響が小さくなったため、人数制限のない対面開催で実施されたが、まだ以前ほど広報は大きく行わず、ボランティア募集

も限定的だった。それでも約500名ほどの参加者を得、目的とした「文化を超えた対話の実現」に十分成功したと言える、楽しい空間を創造することができた。

1 4) 休眠預金等ソーシャルビジネス形成支援事業への応募

長野県みらいベースが中心に募集を行う同事業に、1、2月の事前説明会参加を経て、2月末に「外国由来の住民など多様な人材を生かした持続可能な地域創成事業」として応募した。①日本語指導を必要とする子どもを指導する指導者 ②小中高生 ③留学生の雇用を検討している企業 を主な対象とする内容である。その後、4月23日に2024年度分 100万円が採択され、2025年2月の本申請に向けた準備作業が進行している。

1 5) 博報堂文化財団の「奨励賞」受賞

同財団の顕彰プログラムに、「松本市子ども日本語教育センター」など外国ルーツの児童・生徒への支援活動を中心に応募し、「奨励賞」を受賞した（副賞30万円）。申請の段階で、松本市教育委員会から推薦を受ける等、多大な協力を得ることができた。受賞そのものも重要だが、前述のような連携強化、全国的な知名度アップの点で効果が大きかった。

1 6) その他の活動

構成員として登録している「松本地域子ども応援プラットフォーム」を通じて、「フレッシュフードシェア事業」へ7回参加した。野菜・米・味噌・ドーナツなどの寄付を受け、子どものいる困窮家庭を中心に食料支援を行った。また2023年末には、富士電機労働組合様ら会員からの現金、食料品などの寄付を頂き、「年末食料支援」を15家庭に行った。

2 事業の実施に関する事項

1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
日本語教育上の支援	・松本市内在住の外国由来の児童生徒を対象に、松本市の委託を受けて日本語指導を行った。(松本市子ども日本語教育センター)	(A) 令和5年4月1日～令和6年3月31日 (B) 松本市立田川小学校および市内の小中学校 (C) 15名	(D) 松本市内在住の外国由来児童生徒 (E) 48名	4,721
日本語教育上の支援	松本市地域日本語教育推進事業	(A) 令和5年10月1日～令和5年12月31日 (B) オンライン (C) 12名	(D) 松本市内在住の外国由来住民 (E) 29名	932

学習会等/交流会等の開催	外国籍住民および日本人住民を対象にした多文化共生面の拠点を運営した。	(A) 令和5年4月1日～令和6年3月31日 (B) 松本市Mウィング3F、松本市多文化共生プラザ (C) 10名	(D) 松本市在住の外国人及び関わる人 (E) 相談対応回数 1296件 イベント・勉強会参加者数 317名	7,695
行政及び各関係団体等との連携	行政及び関係団体とイベントの共催、イベント等へ出展、視察等の受け入れ	新まつもと物語 (A) 令和5年4月1日～令和6年3月31日 (B) オンライン (C) 9人	(D) ブログ閲覧者 (E) 運営者ではないので不明	1,650

2) その他の事業（特定非営利活動に係る事業以外の事業）

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)

(記載上の注意事項) ※この事項は、提出する様式に記載する必要はありません。

1 「2事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。

なお、法人税法上の収益事業と非収益事業の区分ではありませんのでご注意ください。

2 2の(1)は、事業ごとに定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額をそれぞれ記載してください。

3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載してください。

4 2の(2)は、事業ごとに定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載してください。

また、定款上で「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなくても、必ず「実施しなかった」と記載してください。

決算報告書

第 15 期

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

NPO法人中信多文化共生ネットワーク

長野県松本市大字南浅間576番地11

活動計算書

[税込] (単位:円)

NPO法人中信多文化共生ネットワーク

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	238,000	
賛助会員受取会費	182,000	
受取入会金	5,000	425,000

【受取寄付金】

受取寄付金		532,900
-------	--	---------

【受取助成金等】

受取助成金		20,000
-------	--	--------

【事業収益】

自主事業収益	717,921	
受託事業収益	15,123,459	15,841,380

【その他収益】

受取 利息	157	
雑 収 益	86	243

経常収益 計

16,819,523

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	9,619,817
賞与(事業)	1,290,532
法定福利費(事業)	1,068,103
通 勤 費(事業)	269,700
福利厚生費(事業)	86,639
人件費計	12,334,791

(その他経費)

諸 謝 金	2,328,990
印刷製本費(事業)	24,975
旅費交通費(事業)	211,231
通信運搬費(事業)	243,300
消耗品 費(事業)	92,795
地代 家賃(事業)	216,000
保 険 料(事業)	2,450
租税 公課(事業)	739,100
支払報酬(事業)	240,000
支払手数料(事業)	15,935
支払寄付金	20,000
雑 費(事業)	31,201
交流会・イベント(事業)	552,714
書籍 参考書 教材	42,382
広告宣伝費(事業)	51,533
その他経費計	4,812,606

事業費 計

17,147,397

【管理費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

活動計算書

[税込] (単位:円)

NPO法人中信多文化共生ネットワーク

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

(その他経費)			
消耗品 費	33,000		
租税 公課	12,000		
雑 費	<u>2,150</u>		
その他経費計	<u>47,150</u>		
管理費 計		<u>47,150</u>	
経常費用 計			<u>17,194,547</u>
当期経常増減額			<u>△375,024</u>
【経常外収益】			
経常外収益 計			<u>0</u>
【経常外費用】			
経常外費用 計			<u>0</u>
税引前当期正味財産増減額			<u>△375,024</u>
経理区分振替額			<u>0</u>
当期正味財産増減額			<u>△375,024</u>
前期繰越正味財産額			<u>5,221,578</u>
次期繰越正味財産額			<u><u>4,846,554</u></u>

貸借対照表


NPO法人中信多文化共生ネットワーク
全事業所

[税込] (単位: 円)
2024年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	1,699,099
現 金	407,667	預 り 金	453,115
小口 現金	45,353	仮 受 金	4,000
当座 預金	118,330	未払消費税等	357,300
普通 預金	5,479,534	負債側部門間清算	8,400
現金・預金 計	6,050,884	流動負債合計	2,521,914
(売上債権)		負債合計	2,521,914
未 収 金	1,297,184	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	1,297,184	前期繰越正味財産	5,221,578
(その他流動資産)		当期正味財産増減額	△375,024
資産側部門間清算	8,400	正味財産合計	4,846,554
仮 払 金	12,000		
その他流動資産 計	20,400		
流動資産合計	7,368,468		
資産合計	7,368,468	負債及び正味財産合計	7,368,468

監査報告書
2024年5月13日

特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク
理事長 佐藤友則 様

監事 柏澤由紀 

私は、特定非営利活動促進法第 18 条の規定に基づき、特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワークの 2023 年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の事業報告書及び計算書類（財産目録、貸借対照表及び収支計算書）について監査を行った。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款（及び 2023 年度の活動方針、事業計画）に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私は、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク の 2024 年 3 月 31 日をもって終了する事業年度の業務執行の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

以上

CTN活動計算書推移					
		第14期 2022年度	第15期 (2023年度)	前期との比較	備考
経常収益				15期-14期	
受取会費		420,000	425,000	5,000	
	(正会員受取会費)	234,000	238,000	4,000	内、未納年度分7000円
	(賛助会員受取会費)	170,000	182,000	12,000	一般：62000円、法人・団体：120,000円
	(受取入会金)	16,000	5,000	△ 11,000	
受取寄付金		102,000	532,900	430,900	博報堂教育財団30万、ゾン5万、その他個人寄附
受取助成金等		9,300	20,000	10,700	
	(受取助成金)	9,300	20,000	10,700	松本地域子ども応援金
	(受取補助金)				
事業収益		15,346,926	15,841,380	494,454	
	(自主事業収益)	352,799	717,921	365,122	シンポジウム運営費および「みんな」「ヤング」参加費
	(受託事業収益)	14,994,127	15,123,459	129,332	プラザ、教育センター、新松本物語、日本語教室委託料
	(事業収益1)				
その他収益		47	243	196	利息=157円、雑収益=86円
経常収益合計		15,878,273	16,819,523	941,250	
経常費用					
(事業費) 人件費		11,141,196	12,334,791	1,193,595	
	(給与・手当)	9,584,479	9,619,817	35,338	
	(賞与)	413,548	1,290,532	876,984	2名、延べ3回
	(法定福利費)	844,051	1,068,103	224,052	社会保険、労働保険の法人負担分
	(通勤費)	272,780	269,700	△ 3,080	
	(福利厚生費)	26,338	86,639	60,301	健康診断(人間ドック 2名)
(事業費) その他経費		4,488,604	4,812,606	324,002	
	(諸謝金)	2,606,222	2,328,990	△ 277,232	イベント講師、新松本物語ブログ記者、CTN関連作業等
	(印刷製本費)		24,975	24,975	CTNパンフレット
	(旅費交通費)	182,150	211,231	29,081	イベント、研修会等の交通費、駐車場料金
	(通信運搬費)	228,964	243,300	14,336	切手、携帯電話料金、DROPBOX(教育セツ)
	(消耗品費)	75,299	92,795	17,496	文具、PCインク、材料費等
	(修繕費)				
	(地代家賃)	216,000	216,000		プラザ月次駐車場料金
	(賃借料)	15,300		△ 15,300	14期「ひろば並柳」公民館使用料等。15期、「ひろば並柳」解散
	(保険料)	4,550	2,450	△ 2,100	「ひろば庄内」ボランティア保険
	(租税公課)	686,600	739,100	52,500	14期計上不足分(各部門清算済)25700円+15期消費税額713400円

	(研修費)	25,000		△ 25,000	
	(支払報酬)	240,000	240,000		「会計記帳」委託料
	(支払手数料)	19,935	15,935	△ 4,000	
	(支払寄付金)	20,000	20,000		シェルター「とまり木」へ。CTNと連携強
	(支払助成金)				注) 各部門への助成金はCTN内の資金移動。「支払助成金」ではない。
	(雑費)	10,000	31,201	21,201	救急箱購入、餞別など
	(交流イベント)	75,962	552,714	476,752	春・夏休み勉強会、市民活動フェスタ、シンポジウム(338219円)等
			右、交流イベントの内訳	62,937	勉強会
				338,219	シンポジウム (JCIEから348,921円受領)
				5,148	「みんな」
				71,044	「ヤング」
				40,354	スピーチコンテスト
				35,012	他「フェスタ」「料理教室」「年末食料支援」等
	(書籍・教材等)	41,835	42,382	547	主に日本語教育センターの教材
	(広告宣伝費)	40,787	51,533	10,746	ニューズレター、名刺
	事業費計	15,629,800	17,147,397	1,517,597	
	(管理費) 人件費				
	(管理費) その他経費	65,960	47,150	△ 18,810	
	(会議費)	1,000		△ 1,000	
	(旅費交通費)				
	(通信運搬費)				
	(消耗品費)	33,000	33,000		会計ソフト バリュースポート料
	(接待交際費)	19,350		△ 19,350	
	(租税公課)	12,000	12,000		松本市との契約書の印紙
	(支払手数料)	110		△ 110	
	(賃借料)				
	(雑費)	500	2,150	1,650	印鑑証明書等
	管理費計	65,960	47,150	△ 18,810	
	経常費用合計	15,695,760	17,194,547	1,498,787	
	当期経常増減額	182,513	△ 375,024		
経常外	経常外収益計				
経常外	経常外費用計				
	税引前当期正味財産増減額	182,513	△ 375,024		
	当期正味財産増減額	182,513	△ 375,024		
	前期繰越正味財産額	5,039,065	5,221,578		
	次期繰越正味財産額	5,221,578	4,846,554		

2024年度 事業計画書(案)

2024年4月1日～2025年3月31日

1. 松本市子ども日本語教育センターの運営(松本市から委託)

市教育委員会との協働、各学校との連携に加え支援員のスキルアップにも努め、従来の日本語教育を一層充実させる。支援員の午前中・常駐校数を増やすことを検討し、学校との連携をより深め、必要なニーズに幅広く対応できるようにする。関連してバイリンガル支援の充実もはかる。中学・高校進学、及び就学前の説明会を適切な時期・方法を検討した上で開催し、児童生徒及び保護者に正しい情報を伝えていく。また、センターだより等の発行を通して本活動の啓発にも努める。

2. 松本市多文化共生プラザの運営(松本市から委託)

第3次松本市多文化共生推進プランに基づき、多文化共生プラザでは、多文化共生意識の向上にむけ、イベント開催、SNSやメディア等を利用した情報発信などに努める。また、相談体制を充実させるために、出張相談の開催、相談の仕組みの強化、ICTも活用した多言語対応、寄り添い型支援とアウトリーチの実施等を行う。引き続き関係機関と連携をとり、社会資源へのアクセスを促し、外国由来の住民も住みやすい環境づくりに努める。

3. 松本市地域日本語教育推進事業の運営(松本市から委託)

人材連携型教室(コーディネーター、教師、交流員)を松本市の事業として実施して3年、文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を2013年度に初めて実施してから今年で足掛け12年となる。今年度も昨年同様、松本市多文化共生キーパーソン掘り起しのための日本語教室をオンラインで全20回(中級10回、上級10回)実施予定。本事業は今年度で一区切りとし、来年度以降別の方法を模索する。

4. 松本みんなのにほんご教室の運営

- ・日本語によるコミュニケーションが不自由なために、疎外感や孤独を感じたり日常生活を喪失したりすることがないように、地域社会とのつながりが持てるような機会を増やせるようにする。
- ・本来の自分の力を発揮して地域で活躍できるような人材になるための日本語スキルを身につけられるような場にする。
- ・来日間もなく、日本語能力が不十分なために中学や高校に在籍できない外国由来の青少年たちに対し、これからの進路への目的意識を持たせつつ、就学を見据えた日本語を習得する場となるようにする。
- ・個々が抱える問題に気付いた時は多文化共生プラザや各関係部署につなげる窓口となる。

5. ヤングにほんご教室の運営

外国由来の子どもたち・若者たちに木曜日の18時から20時まで進学・就職に繋がる日本語学習支援、教科学習支援を行う。支援員は社会人、大学生、高校生のボランティアを募集する。子どもたちの状況は大変多様化しており、子ども日本語教育センターや多文化共生プラザと連携し、それぞれの学習者に必要な支援計画を持つ必要があるが、まずは一人ひとりに寄り添い、学ぶ意欲を維持させたい。

6. 多文化共生と国際交流の祭り「第14回こいこい松本」実施

6月23日(日)午後1時から松本市Mウイング6Fでの開催を目指して、3月に準備始動、4月26日の第1回実行委員会で本格的に動き出し、現在は文化紹介と運営のボランティア募集、協賛企業募集等を実施してい

る。13 地域のブースでの「文化を超えた対話」と民族衣装のファッションショー、多文化共生の講演（佐藤代表）等が計画されている。

7. 松本市多文化共生推進協議会への参画

通常年 2 回開催される本協議会だが、本年は第 4 次松本市多文化共生推進プラン策定の準備もあり、8 月・1 月・3 月の 3 回開催が予定されている。さらに松本市民対象の実態調査が開催される等、動きが慌ただしくなっている。同調査は8月上旬には結果が分かり、それを元に検討を行うことになっている。

8. 多文化人財センターの運営

- ・松本市公式観光情報「新まつもと物語」の多言語ブログ（8 言語）ブロガーの取りまとめ
- ・活動の中で発掘した外国由来人財の登録や育成、活躍の支援
- ・外国由来人財と地域のニーズとのマッチング

9. 長野県松本県ヶ丘高校での多文化共生の指導

2023 年度同様、佐藤友則代表が全 1 年生対象に 2 回に分けて多文化共生の基礎的な講座を、丸山文氏および佐藤佳子氏が探究科 2 年生を対象に外国ルーツの住民も交えたワークショップ的な講座を担当する。

10. CTN 主催の「にほんごスピーチコンテスト」の開催

- ・コンテスト参加者や来場する聴衆の皆さんの情報交換、交流の場にする。
- ・コンテストに参加することにより、日本語学習のモチベーションアップにつなげる。
- ・児童の参加者を増やし、さらに充実したコンテストの開催を目指す。
- ・コンテストの内容を紹介する冊子の作成により、より多くの方に CTN を知ってもらう機会を作る。

11. 広報活動の活発化

- ・Facebook や Instagram などの SNS での頻繁な情報記事のアップロード継続(多文化共生プラザにも記載)
- ・松本市もしくは他団体主催イベントへの参加を検討
- ・新聞社などマスメディアへのプレスリリース

12. 休眠預金ソーシャルビジネス形成支援事業への参画

本年度採択された同事業において、今年度前半はニーズ調査を行い、後半はビジネスプラン検討を進めていく。そのうえで来年 2 月に本申請を行い、来年度・再来年度の 2 年間の巨額支援の獲得を目指す。

13. その他の活動

○食料支援について

- ・「松本地域子ども応援プラットフォーム」の「フレッシュフードシェア事業」からの食料の寄付、また会員からの寄付の協力を頂き、子どものいる困窮家庭を中心に食料支援を行う。
- ・必要に応じて、その他の食料支援活動も検討する。

活動予算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	250,000	
賛助会員受取会費	200,000	
受取入会金	10,000	460,000

【受取寄付金】

受取寄付金		130,000
-------	--	---------

【受取助成金等】

受取助成金	20,000	
受取補助金		

【事業収益】

自主事業収益	400,000	
受託事業収益	15,500,000	15,900,000

【その他収益】

受取利息	50	
雑収益	1,500	1,550

経常収益計 16,511,550

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料手当(事業)	9,500,000
賞与(事業)	1,200,000
法定福利費(事業)	900,000
通勤費(事業)	270,000
福利厚生費(事業)	80,000
人件費計	11,950,000

(その他経費)

諸謝金	2,000,000
印刷製本費(事業)	30,000
旅費交通費(事業)	200,000
通信運搬費(事業)	230,000
消耗品費(事業)	80,000
地代家賃(事業)	220,000
賃借料(事業)	20,000
保険料(事業)	5,000
租税公課(事業)	700,000
研修費	30,000
支払報酬(事業)	250,000
支払手数料(事業)	20,000
支払寄付金	20,000
雑費(事業)	40,000
交流会・イベント(事業)	100,000
書籍参考書教材	60,000
他事業への支出	90,000
広告宣伝費(事業)	50,000
その他経費計	4,145,000

事業費計 16,095,000

【管理費】

(人件費)

人件費計	0
------	---

(その他経費)

会議費	0
通信運搬費	1,000
消耗品費	40,000
貸借料	2,000
租税公課	20,000
雑費	5,000
その他経費計	68,000

管理費計 68,000

経常費用計 68,000

当期経常増減額 16,163,000

【経常外収益】

経常外収益計 348,550

【経常外費用】

経常外費用計 0

税引前当期正味財産増減額 0

当期正味財産増減額 348,550

前期繰越正味財産額 348,550

次期繰越正味財産額 4,846,554

5,195,104

CTN 役員を選任

以下の通り、下記の理事および監事を選任のほどよろしくお願いたします。

役名	氏名	変更	就任期間	報酬の有無
理事	犬飼 プリヤモン	継続	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	木下 千夏	継続	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	佐藤 友則	継続(理事 長)	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	島津 晃	退任 (副理事長)	令和5年5月30日～ 令和6年5月30日	無
理事	小森 慎一	継続 (副理事長)	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	花岡 史子	継続	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	中西 玲名	継続	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	百瀬 千里	継続	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無
理事	林 和財	新規	令和6年5月30日～ 令和7年5月30日	無
監事	柏澤 由紀一	継続	令和5年5月30日～ 令和7年5月30日	無

特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク

経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク（以下、当法人という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、当法人の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の経理業務のすべてについて適用する。

(経理の原則)

第3条 当法人の経理は、法令、定款及び本規程の定めによる。

(会計年度)

第4条 当法人の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(会計区分)

第5条 当法人の会計区分は、公益目的事業会計、収益事業等会計に区分する。

2 必要に応じて、前項の会計区分内にさらに細分化された会計区分を設けることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 当法人の経理責任者は、会計を担当する者とする。

2 経理責任者は、必要に応じて経理業務の一部を遂行する業務担当者を任命することができる。

3 経理責任者は、第1条に定める目的を達成するために必要な事項を決定し、また決定された事項の遵守を監視する責務を負う。

4 前項の責務は、第49条に基づき経理業務を第三者に委託した場合であっても、これを免れることができない。

5 経理責任者は、業務マニュアル等の文書を作成し、業務担当者の業務が円滑に遂行できるよう努めなければならない。

(帳簿書類の保存・処分)

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 財務諸表 | 7年 |
| (2) 収支予算書 | 7年 |
| (3) 会計帳簿及び会計伝票 | 7年 |
| (4) 証憑書類 | 7年 |
| (5) その他の書類 | 5年 |

2 前項の保存期間は、決算に関する定期理事会終結の日から起算するものとする。

3 帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に経理責任者の指示又は承認によって行う。廃棄処分にした文書は、廃棄文書簿に文書名、廃棄年月日を記入する。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 当法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 勘定科目の設定は、NPO会計基準に準拠して行うものとする。
- 3 各勘定科目の名称は、別に定める勘定科目表による。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うに当たっては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) 貸借対照表における資産、負債及び正味財産、正味財産増減計算書における一般正味財産及び指定正味財産についての増減内容は、総額をもって処理し、直接項目間の相殺を行ってはならない。
- (2) 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- (3) 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
- (4) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ア 仕訳帳
 - イ 総勘定元帳
- (2) 補助簿
 - ア 現金出納帳
 - イ 預金出納帳
 - ウ 固定資産台帳
 - エ 基本財産台帳
 - オ 特定資産台帳
 - カ 会費台帳
 - キ 指定正味財産台帳
 - ク その他必要な勘定補助簿

- 2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。
- 3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と照合して齟齬のないように作成しなければならない。
- 4 前3項にかかわらず、会計ソフトにおいて前3項に挙げた各帳簿に相当する記録を保存・管理できる場合は、会計ソフトによる管理で足りるものとする。

(会計伝票)

第11条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

- 2 会計伝票は、下記の諸票を総称するものである。
 - (1) 通常の経理仕訳伝票
 - (2) コンピュータ会計における、インプットのための所定様式による会計原票
 - (3) コンピュータを基幹とする情報システムの情報処理過程でつくられる会計情報についての諸票類のうち、会計原票と認定した諸票
- 3 会計伝票は、次のとおりとし、その様式は別に定める。
 - (1) 入金伝票
 - (2) 出金伝票
 - (3) 振替伝票
- 4 会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計伝票との関連付けが明らかとなるよ

うに保存するものとする。

5 会計伝票及び証憑には、その取引に係る責任者の承認印を受けるものとする。

6 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第12条 証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 稟議書及び上申書
- (5) 検収書、納品書及び送り状
- (6) 支払申請
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、覚書その他の証書
- (9) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第13条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

3 毎月末において補助簿の借方、貸方の合計および残高は、総勘定元帳の当該勘定科目の金額と照合確認しなければならない。

(帳簿の更新)

第14条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第15条 収支予算は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、収支予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第16条 収支予算書は、事業計画に基づき毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得て確定する。

2 収支予算書は、正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。

(収支予算の執行)

第17条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は、理事長とする。

(支出予算の流用)

第18条 予算の執行にあたり、各科目間において相互に流用しないこととする。ただし、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、その限りとしなない。

(補正予算)

第19条 予算の作成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、理事長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

- 第 20 条 やむを得ない理由により会計年度開始までに予算を決定できないときは、予想される一定期間について、理事会の決議を経て、前年度の計上予算の範囲で暫定予算として執行する。
- 2 予算が成立したときは、暫定予算は失効し、既に執行済みのものについては、これを確定した年度予算の執行とみなす。

第 4 章 金 銭

(金銭の範囲)

- 第 21 条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。
- 2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替預金証書及び官公署の支払通知書をいう。
- 3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(会計責任者)

- 第 22 条 金銭の出納、保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。
- 2 会計責任者は、経理責任者が任命する。
- 3 会計責任者は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、会計事務担当者を置くことができる。

(金銭出納規程)

- 第 23 条 金銭の出納および残高管理に関する事項は、別に定める「金銭出納規程」に従うものとする。

第 5 章 財 務

(資金計画)

- 第 24 条 年度事業計画及び収支予算書に基づき、経理責任者は速やかに年次及び月次の資金計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(資金の調達)

- 第 25 条 当法人の事業運営に要する資金は、基本財産及び運用財産より生ずる利息、配当金、その他の運用収入並びに会費、入会金、寄付金、助成金、補助金、事業収入、その他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入れ)

- 第 26 条 前条に定める収入により、なお資金が不足する場合又は不足する恐れがある場合には、金融機関等からの借入金により調達するものとする。
- 2 借入金については、期間の長短を問わず、借入の目的、理由、限度額、利率及び償還方法を予算で定め、理事会で承認を得た上で、理事会にて承認された借入金限度額の範囲内で行う。
- 3 前項の理事会にて承認された借入金限度額が設けられていないときに、短期の借入れをしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

(資金の運用)

- 第 27 条 当法人の資金を、預金以外の方法で運用する場合は、資金運用規程を別に定め、理事会の承認を得なければならない。

(金融機関との取引)

- 第 28 条 金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事長の承認を得て経理責任者が行う。

2 金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第29条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区別する。

(1) 基本財産

理事会が基本財産とすることを決議した財産

(2) 特定資産

用途、保有、運用方法等に制約のある預金、有価証券等の金融商品
退職給付引当資産

減価償却引当資産(ただし、基本財産とされたものは除く)

その他特定の資産の取得又は改良に充てるため、理事会の承認を得て保有する資金

(3) その他固定資産

基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産

(固定資産の取得価額)

第30条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

(1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額

(2) 自己建設又は製作により取得した資産は、建設又は製作に要した費用の額

(3) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額

(4) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額

(固定資産の購入)

第31条 固定資産の購入は、稟議書に見積書を添付して、事前に起案者から経理責任者に提出しなければならない。

2 前項の稟議書については、理事長の決裁を受けなければならない。

(有形固定資産の改良と修繕)

第32条 有形固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の原状に回復するために要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理)

第33条 固定資産の業務担当者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

2 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、固定資産の業務担当者は、経理責任者に通知し帳簿の整備を行わなければならない。

(固定資産の登記・付保)

第34条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付し、付保状況を固定資産台帳に記録しなければならない。

(固定資産の売却、担保の提供)

第35条 固定資産を売却するときは、定款の規定による評議員会又は理事会の承認が必要なものはその承認を経て、経理責任者は、稟議書に売却先、売却見込代金、その他必要事項を記載の上、理事長の決裁を受けなければならない。

2 固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項の定めに準ずるものとする。

(固定資産の貸与)

第 36 条 固定資産は、適正な対価なくして貸与してはならない。ただし、特に必要があるときは、理事会の承認を得た上で、無償貸与することができる。

(減価償却)

第 37 条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。

2 定額法により毎会計年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。

3 減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定めるところによる。

(現物の照合)

第 38 条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度 1 回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

第 7 章 決 算

(決算の目的)

第 39 条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、事業活動の成果を計算するとともに、収支状況、財産の増減状況及び各会計期間末日の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第 40 条 経理責任者は、毎月末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成しなければならない。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表

2 前項の計算書類は、理事会から求められた場合、速やかに提出しなければならない。

3 理事及び監事は、第 1 項の計算書類をいつでも閲覧することができる。

(決算整理事項)

第 41 条 年度決算においては、通常の月次決算のほか、少なくとも次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 減価償却費の計上
- (2) 棚卸資産の計上
- (3) 未収金、未払金、立替金、預り金、前払金、仮払金、前受金の計上と残高の適否の確認
- (4) 有価証券の時価評価による損益の計上
- (5) 各種引当金の計上
- (6) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (7) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (8) 公益認定法による行政庁への提出が必要な内訳表の作成
- (9) その他必要とされる事項の確認

(重要な会計方針)

第 42 条 当法人の重要な会計方針は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券及び投資有価証券・・・時価のあるものは、期末日の市場価額等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定）を採用する。時価のないものは、移動平均法による原価法を採用する。

- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
貯蔵品：最終仕入原価法を採用する。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産及び無形固定資産・・・定額法による。
- (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金・・・法人税法に定める限度額のほか、貸倒の実績率及び債権の回収可能性を検討して計上する。
退職給付引当金・・・期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上する。
役員退職慰労金引当金・・・役員報酬規程に基づく期末要支給額に相当する金額を計上する。
賞与引当金・・・支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上する。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込処理による。
- (6) リース取引の処理方法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

（決算実施要領）

第 43 条 経理責任者は、決算業務実施マニュアル等の文書で決算整理、決算日程、決算手続等を定め、業務担当者の業務が円滑かつ正確に遂行できるよう努めなければならない。

（財務諸表等）

第 44 条 経理責任者は、年度決算に必要な手続を行い、次に掲げる財務諸表等を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (4) 財産目録

（財務諸表等の確定）

第 45 条 理事長は、前条の財務諸表等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会へ提出し、その承認を経た上で、評議員会において承認を得て決算を確定する。

（その他の必要とされる書類）

第 46 条 経理責任者は、第 44 条の財務諸表等の外、次に掲げる書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 正味財産増減計算書内訳表
- (2) 収支相償の計算書
- (3) 公益目的事業比率の計算書
- (4) 遊休財産額の計算書
- (5) 公益目的取得財産残額の計算書

2 第 44 条の財務諸表等及び前項の財務書類等は、確定後速やかに行政庁へ提出しなければならない。

(情報公開)

第 47 条 当法人の財務書類については、確定後速やかにホームページ等に記載するとともに、事務所に備え置かなければならない。

(税務申告および納税)

第 48 条 経理責任者は、確定した決算に基づき国税、地方税について、それぞれ申告書を作成し、所定の期日までに申告・納付しなければならない。

第 8 章 業務委託

(委託の範囲)

第 49 条 経理責任者は、第 2 条に定める当法人の経理業務の一部または全部を外部に委託することができる。

(委託業務の管理)

第 50 条 経理責任者は、前条に規定する委託を行う場合は、業務受託者との間に次の各号を遵守する旨を記載した委託契約を交わすものとする。

- (1) 委託業務遂行上知り得た情報について、その秘密を保持し、また委託事項以外に使用し、複製し及び複写してはならないこと
- (2) 第三者への再委託を禁止すること
- (3) 委託業務終了後の資料の返却及び受託者の保有する記録媒体上の情報を消去すること
- (4) 業務遂行状況に関する適宜報告を義務づけること
- (5) 事故が発生した場合の委託者への通知を義務づけること

第 9 章 その他

(細則)

第 51 条 理事長はこの規程の実施に関して、必要に応じて細則を定めることができる。

- 2 この規程及び前項の細則に定めのない会計処理については、経理責任者の決裁を得て行うものとする。

(規程の改廃)

第 52 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 26 日から施行するものとする。

直接的な受益者



外国由来の住民・家族

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

言葉、文化の壁から学ぶことに課題のある外国由来の子どもを支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

言葉等の壁から社会資源・職・住へのアクセスが困難な外国由来の住民を支援

外国由来の住民など多様な人材を生かした 持続可能な地域創成事業

2023休眠預金ソーシャルビジネス形成支援事業

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

外国由来の住民・家族 + 日本人の住民・家族みんなが安心・安全に暮らせるコミュニティを作る

最終的な受益者



外国由来 + 日本人の住民・家族

3年間の全体スケジュール

地域社会への変革を生み出すビジネスを実装するためのWステップ公募

①PLAN 公募：県内10企画を採択

公募前e-learning

分野、地域別
事前相談担当

- 事業化への調査研究、計画の精緻化
- 産官学等多様な伴走支援体制
- 全国の先行事例の学びと検証
- イノベーション創出人材育成 異業種共創ワークショップ
- 開発プロセスのオープン化

CTNが採択!

②実装公募：3~5企画を採択

社会課題解決+第2創業+継承+マッチング
コレクティブインパクト
ブレンドファイナンス
インパクトファンドの誘引

- 事業実施への環境整備
- 創業体制の構築
- 支援体制の構築
事業実装支援
総務会計支援
評価支援

全国のコミュニティビジネスの知恵の共有

ソーシャルビジネスの実装

- 社会的事業の経営支援
- 自立したソーシャルビジネスを生み出す装置
- 多様な資源ので実現するエコシステム創出
- 既存の障壁を乗り越える環境創出
- 新しい地域の資金循環の仕組み

③TEAM OR 支援

100万円/年 × 10団体
= 1,000万円

3,000万円/年 × 4団体 × 2年
= 24,000万円

公募期間

2024/5

10ヶ月

2025/4

24ヶ月

2026/10

2027/2

2024/10
エントリー
判断

CTNの実績と強みを活かした多文化共生教育・研修プログラムの開発と実施

外国由来の住民・家族を取り巻く環境へ多文化共生力強化のアプローチ



教育・研修プログラムの対象 (直接的な受益者)	内容と強み
①子ども日本語指導者	「学校生活のためにほんごやまのぼり」 活用法の指導 (マニュアル&ワークショップ等) 日本語指導のニーズに即した教科書を開発&販売中!
②小中高校生	小中高での「多文化共生」授業カリキュラムの開発・開催 県立高校との協定、その他学校での実績
③留学生等の雇用を検討している企業	企業むけ留学生人材確保・定着を促すノウハウ研修および 相談対応 & 多文化な子ども達の就職支援 留学生採用指導の経験、小中学生への学習支援

直接的な受益者



外国由来の住民・家族

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

言葉、文化の壁から学ぶことに課題のある外国由来の子どもを支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

言葉等の壁から社会資源・職・住へのアクセスが困難な外国由来の住民を支援

直接的な受益者

外国由来の住民・家族を
取り巻く環境



(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

外国由来の住民・家族 + 日本人の住民・家族

みんなが安心・安全に暮らせるコミュニティを作る

最終的な受益者



外国由来 + 日本人の住民・家族

「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けて

外国由来の住民・家族＋日本人の住民・家族みんなが
安心・安全に暮らせるコミュニティ



プログラム

目指すもの

①子ども日本語指導者
「学校生活のための
にほんごやまのぼり」活用法の指導
(マニュアル&ワークショップ等)

指導者が具体的な指導法やツールと繋がっており、
日本語指導が必要な児童生徒が体系的な日本語指導が
受けられ、日本語能力が向上

②小中高校生
小中高での「多文化共生」
授業カリキュラムの開発・開催

小中高生が多文化共生に関して学ぶ機会が大学以前に
得られ、多様性を受け入れる心を持った若者達が育つ

③外国由来住民の雇用を考えている
企業
外国人材活用のための研修の開発・
研修

留学生人材確保・定着を促すノウハウを得て 1.県内
企業に就職・定着する留学生が増加する／
2.県内企業で活躍する多文化人材が外国由来の子ども
達のロールモデルとなり、子ども達が将来の目標が持
てるようになる。

「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けて

外国由来の住民・家族＋日本人の住民・家族みんなが
安心・安全に暮らせるコミュニティ



プログラム	R6年度(前半)の具体的な活動
①子ども日本語指導者 「学校生活のための にほんごやまのぼり」活用法の指導 (マニュアル&ワークショップ等)	<ul style="list-style-type: none">• 5つの教育事務所、県教委、ANPIでの聞き取り（日本語指導が必要な生徒の現場数等の現状）• 外国人散在地域において、県レベルで各市町村にある学校への支援を実施している事例を学ぶ• オンラインを活用した事例について学ぶ
②小中高校生 小中高での「多文化共生」 授業カリキュラムの開発・開催	<ul style="list-style-type: none">• 5つの教育事務所、県教委、県ヶ丘高校、文科省への聞き取り（多文化共生教育実施状況や今後の可能性等）• 講師の登録養成をしている事例を学ぶ
③外国由来住民の雇用を考えている 企業 外国人材活用のための研修の開発・ 研修	<ul style="list-style-type: none">• 企業に対するアンケート及び聞き取りの実施• 元留学生・センター卒業生のニーズを学ぶ• 企業研修等の事例を学ぶ